

【令和8年度保育所等利用申込者へ】

下記の注意事項をよくお読みくださいますようお願いいたします。

【認定】

1. 認定結果について

子どものための教育・保育給付認定・変更申請に基づく結果は、教育・保育給付認定通知書にて通知します。（利用決定のお知らせではありません。）支給認定証の交付を希望した人には、別途送付します。支給認定証交付希望の有無は利用調整に影響しません。また、豊明市に未転入の場合は転入後に別途通知します。なお、保育所等利用の可否に関する通知と同時に教育・保育給付認定通知書にて通知する場合があります。

2. 認定の変更手続きについて

認定事由、世帯状況等の変化により、認定内容に変更が生じる場合は変更手続きが必要となりますので、各利用施設または市役所こども保育課へ申し出ください。

提出期限 変更希望月の前月20日(市役所閉庁日の場合は前日まで)

提出先 利用施設または市役所こども保育課

3. 現況確認(保育の必要性の確認)について

認定を受けた後においても、毎年(状況により随時)、認定事由を確認できる書類(裏面参照)の提出が必要です。書類の提出がなく、確認がとれない場合や認定事由に該当しなくなった場合、認定の取消しに伴い、保育所等の利用取消または退園となる場合があります。

【利用申込み】

1. 利用調整結果の連絡について

利用可能枠に空きがある場合のみ、利用希望月の前月上旬から利用調整を行います。認定事由や世帯状況等により市の基準において指数化し、優先度(指数)の高い人から連絡します。(同じクラス年齢で指数が同じ場合、申込日及び受付開始時間の早い順に連絡します。ただし、令和8年4月1日入園の随時申込みについては、申込受付時に引いたくじの順位にて決定します。希望保育所等以外の調整は行いません。)その後、各施設にてお子さんの面接を実施し、受入れ可能と判断できた場合には利用前月下旬頃に利用承諾書を送付します。

また、希望保育所等に空きがなく利用できない場合、その旨を利用保留通知にてお知らせします。(発行は1申込につき1回のみです。)なお、同一年度内においては利用申込みを取り下げない限り、自動的に毎月利用調整を行いますので、再度の申込手続きは不要です。利用可能枠に空きが出た場合のみ連絡します。

2. 申込内容の変更について

勤務先、就労時間、住所、家族構成等の変更(出産等)などの場合は、所定の手続きが必要ですので、必ずこども保育課へ申し出てください。また、希望内容の変更等については、毎月の申込受付締切日までにお申し出ください。

3. 利用申込みの取下げについて

“保育を必要とする事由”に該当しなくなった場合(「仕事を辞めた」「育児休業を取得する」「診断書に記載された療養期間が過ぎた」「豊明市外への転出」等)は、速やかにこども保育課にて利用申込みの取下げ手続きを行ってください。

4. 次年度の申込みについて

この利用申込みは令和8年度のための登録となります。また、令和9年1月以降に入所される場合は、令和9年1月から3月末までの在籍となります。令和8年10月までに保育所等への入所案内がない場合は、令和9年度4月以降の入所調整を行うために、11月頃から始まる令和9年度入園受付手続きを必ず行ってください。詳細については『広報とよあけ令和8年9月号』及びホームページに掲載予定です。

5. その他

- 就労予定で就労証明書を提出した人は、就労開始後に再度就労証明書の提出が必要です。
- 提出書類の内容が事実と異なった場合は、利用決定後でも利用を取消しとし、退園となる場合があります。
- 令和9年1月から3月までに入園した場合、令和9年3月31日をもって退園となります。

【その他】

リジョイス幼稚園・豊明幼稚園・暁幼稚園(仮称)については、別途入園料が必要です。また、私立園については園・お子さんのクラス年齢によって制服代が必要となる場合があります。詳細については、各園にお尋ねください。

【保育を必要とする事由(認定事由)・認定事由を確認できる書類】

認定事由	保育必要量	具体的な条件、認定期間等	認定事由を確認できる書類 (各証明書類は発行日から3か月以内に提出してください。)
① 就労	保育標準時間 (月120時間以上の就労) または 保育短時間 (月60～120時間の就労) ※1	- 基本的に全ての就労が対象 ※3 フルタイム・パートタイム・派遣・夜間等の就労や、居宅内で家事以外の労働を常態としている場合も含む。 - 就労時間は 1 か月60時間以上を常態としている。 - 農業従事者(農業経営者含む。)については、耕作面積30アール以上の農地で耕作している場合が対象。 《認定期間》 最長で就学前まで 有期雇用の場合は雇用期間まで	就労証明書 ※下記に該当する場合は別途書類が必要になります。 経営者・自営業 事業を確認できる以下の証明書類等を提出。 (利用調整に影響します。) 開業届、営業許可証(書)の写し、最新年分の確定申告書の控えの写し、法人の登記事項証明書等。 農業従事者 農業経営者による証明。(農業経営者を含む) 農業経営者本人の証明書の場合は「農家台帳の写し」の添付が必要。 内職従事者 内職提供者による証明または、自ら申告の上契約書の写し等添付が必要。
② 就学	保育標準時間 (月120時間以上の就学) または 保育短時間 (月60～120時間の就学) ※1	- 学校、職業訓練校、専門学校、その他学校教育法等に規定する教育施設等に在学している場合 - 就学時間は 1 か月60時間以上であること。 《認定期間》卒業月の月末まで	在学証明書、カリキュラム等 (入学後に確定したカリキュラムの提出が必要。)
③ 妊娠・出産	保育標準時間 (保育短時間)※2	《認定期間》 出産予定月の前々月の初日(※4)から、 出産日の翌々月の末日まで	母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日のわかるページ)
④ 保護者の 疾病、障害	保育標準時間 (保育短時間)※2	保護者が病気または心身に障がいをもっているため、保育を必要とする場合 《認定期間》最長で就学前まで	申立書(市指定の様式)と以下のいずれか 疾病 医師の診断書(※5) (「保育ができない」旨の記載があること。) 障害 障害者手帳等の写し等(※6)
⑤ 親族の 介護、看護等 (入院含む。)	保育標準時間 または 保育短時間	親族が長期間病気の状態、心身に障がいをもっている、または長期間入院をしている状態で、常時その介護、看護に従事するため保育を必要とする場合 《認定期間》最長で就学前まで	申立書(市指定の様式)と以下のいずれか 介護 介護保険被保険者証の写し(※6) または「医師の診断書」(※5) (「介護を必要とする」旨の記載があること。) 看護 医師の診断書(※5) (「看護を必要とする」旨の記載があること。)
⑥ 災害復旧	保育標準時間 (保育短時間)※2	震災、風水害、火災等の災害にあい、その復旧にあたるため保育を必要とする場合 《認定期間》災害復旧が終了するまで	り災証明(市役所、消防署等発行のもの)
⑦ 求職活動 (起業準備含む。)	保育短時間	- 就労を目的として、月60時間以上求職活動を行う場合(毎月の活動報告が必須です。) - 同一年度内の求職活動を理由とした認定は、原則3か月を超えて受けることはできません。 《認定期間》認定開始日から3か月程度	求職活動申出書(市指定の様式)
⑧ 育児休業の 取得	保育短時間	育児休業に係る子ども以外の子どもが利用を希望する場合、3～5歳児クラスであれば新規入所申込が可能。 (継続利用については 2～5 歳児クラスのみ可能) 《認定期間》 育児休業期間満了日の属する月末まで	育児休業証明書(市指定の様式) または就労証明書(市指定の様式)
⑨ その他	適宜	その他、これらに準ずると認められる場合 《認定期間》適宜	適宜、必要になる書類

※1 就労・就学の状況と希望に応じて、異なる保育必要量の認定を行うことがあります。保育標準時間に該当する場合は、保育短時間を希望することができます。

※2 原則は保育標準時間認定ですが、希望により保育短時間認定に変更できます。

※3 就労予定で提出した方は、就労開始後に再度就労証明書の提出を求めることがあります。

※4 この日より申請日が後の場合は、認定開始日が異なります。

※5 診断書に記載の終期までまたは発行日から3ヶ月間が有効であり、継続を希望する場合は状況確認のため再度提出が必要です。

※6 保育の必要性を確認するため、診断書等の提出を求めることがあります。